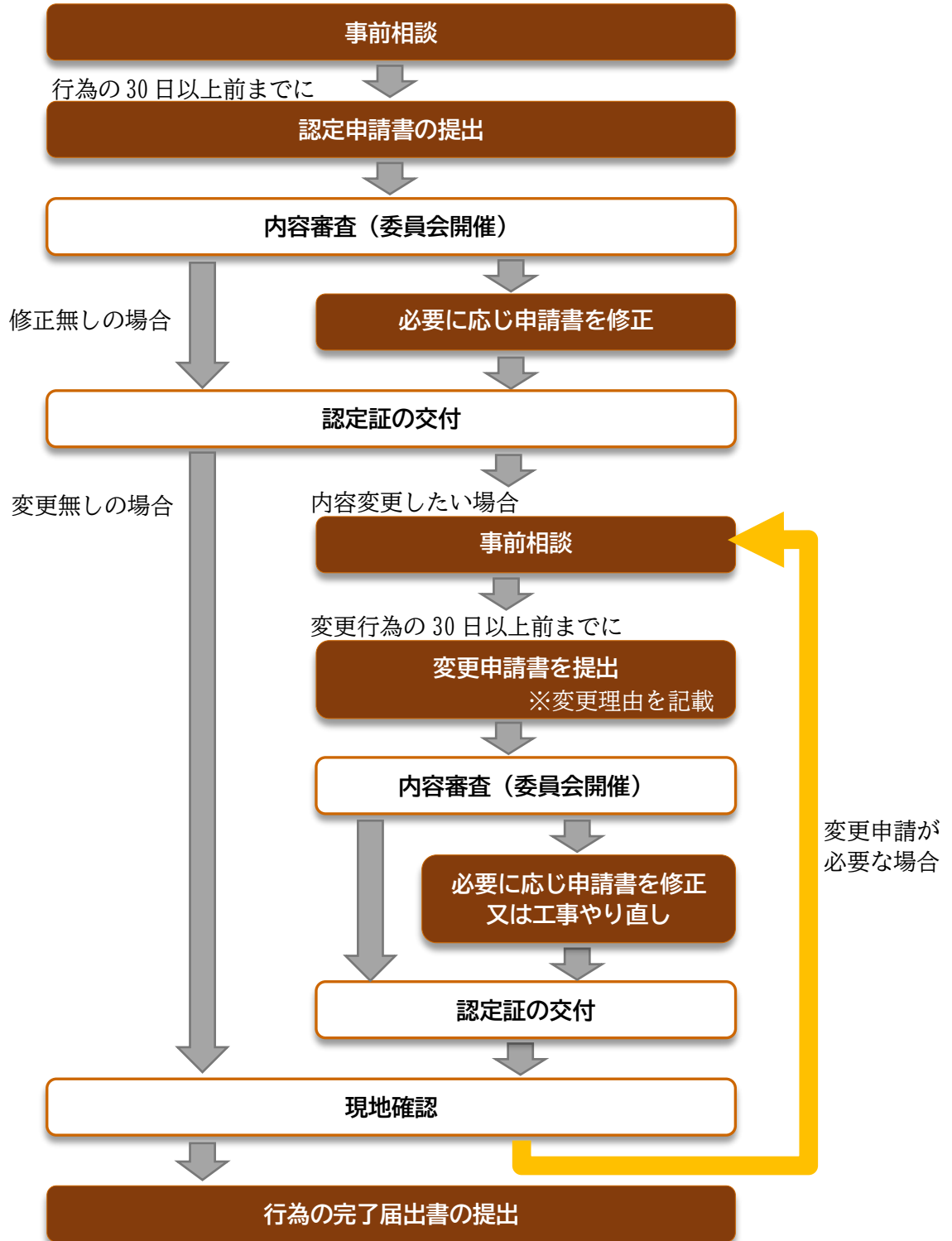


## 景観地区における手続きの基本的な流れ

内宮おはらい町地区で工事を行う場合、景観法の規定による認定申請の手続きが必要です。  
また、認定証交付後、計画内容を変更しようとする場合は変更申請が必要です。  
工事完了後、計画どおりに施行されているか現地確認しますので、都市計画課までご連絡ください。

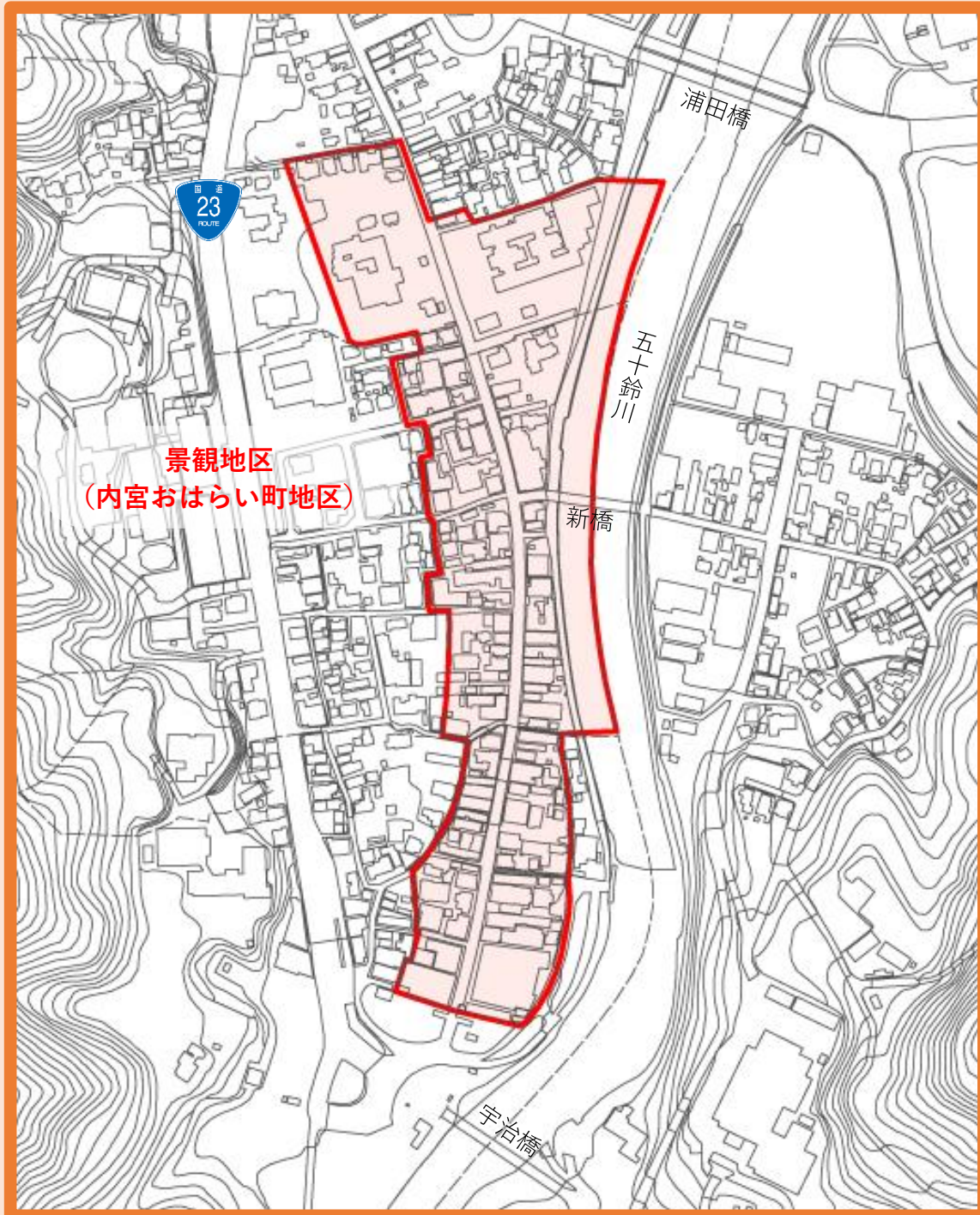


【申請窓口・問合せ先】伊勢市都市整備部都市計画課 計画係

電話 0596-21-5591 FAX 050-1704-1924 E-mail toshikei@city.ise.mie.jp

※申請をしない場合や虚偽の申請をした場合、景観法の罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

## 景観地区（内宮おほらい町地区）の区域図



### < 認定申請の流れ >

事前  
相談

認定  
申請

審  
査

認  
定

着  
工

完了  
届出

景観形成に補助金が  
利用できます

補助金の交付には事前に申請が必要です。詳しくは都市計画課へお問合せください。